

新	旧
<p style="text-align: center;">日本計算工学会 表彰委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成 14 年 3 月 18 日制定 平成 15 年 5 月 14 日改定 平成 19 年 4 月 1 日改定 平成 20 年 1 月 16 日改定 <u>平成 27 年 7 月 24 日改定</u></p> <p>(総則)</p> <p>第 1 条 表彰規程第 13 条に定める表彰委員会は、本規程により運用する。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 条 表彰委員会は、表彰に関する方針、枠組みを理事会に提案するとともに、受賞者の選考を行い、選考結果を理事会に答申する。</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 表彰委員会は、会長、副会長、総務・論文・講演会・会員担当理事および事務局長により構成され、会長が委員長を務める。</p> <p>(任務の分担)</p> <p>第 4 条 大賞、功績賞、川井メダル、庄子メダルおよび功労賞の選考は表彰委員会が直接行う。</p> <p>第 5 条 論文賞、技術賞、論文奨励賞、<u>博士論文賞</u>の受賞候補者は、表彰委員会の下に学会賞候補者選考委員会を設置して行う。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 6 条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。</p> <p>(実施)</p> <p>第 7 条 <u>本規程は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">日本計算工学会 表彰委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成 14 年 3 月 18 日制定 平成 15 年 5 月 14 日改定 平成 19 年 4 月 1 日改定 平成 20 年 1 月 16 日改定</p> <p>(総則)</p> <p style="text-align: center;">12</p> <p>第 1 条 表彰規程第 10 条に定める表彰委員会は、本規程により運用する。</p> <p>(任務)</p> <p>第 2 条 表彰委員会は、表彰に関する方針、枠組みを理事会に提案するとともに、受賞者の選考を行い、選考結果を理事会に答申する。</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 表彰委員会は、会長、副会長、総務・論文・講演会・会員担当理事および事務局長により構成され、会長が委員長を務める。</p> <p>(任務の分担)</p> <p style="text-align: center;">メダル</p> <p>第 4 条 大賞、功績賞、川井メダル、庄子賞および功労賞の選考は表彰委員会が直接行う。</p> <p>第 5 条 論文賞、技術賞、論文奨励賞の受賞候補者は、表彰委員会の下に学会賞候補者選考委員会を設置して行う。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 6 条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。</p> <p>(実施)</p> <p>第 7 条 本規程は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。</p>